

報道機関各位

発信日	令和7年8月14日	担当者名	斉藤 了介
担当課	総務課	電話番号	0942-85-3506

死亡届等の誤廃棄について

事案内容	当市が委託する市庁舎当直警備業務において、夜間当直窓口へ提出された死亡届及び火葬許可申請書を誤って廃棄（シュレッダーにて裁断処理）した事実が判明しました。 このような事態を発生させ、市民の皆様の信頼を損ねることになりましたことにつきまして、深く反省しお詫び申し上げますとともに、再発防止を徹底いたします。 ●概要 令和7年8月11日、葬儀会社担当者から夜間当直窓口へ提出された死亡届及び火葬許可申請書について、火葬日の記載が事前予約した日と異なっていたため電話で再申請を依頼しました。このことから、関係書類一式を廃棄（シュレッダーにて裁断処理）しました。 8月12日16時30分頃に、葬儀会社担当者が再申請手続きと火葬許可証受領のため市民課に来庁された際、夜間当直窓口へ提出していた死亡届が見当たらなかったことから、当市において事実関係を調査した結果、夜間当直窓口の担当者が関係書類一式を廃棄していた事実が判明しました。 事案発生の原因は、夜間当直窓口の担当者が、関係書類一式を再申請時に改めて提出されるものと誤認したものであり、関係書類の取扱いに対する夜間当直窓口担当者の認識不足と当市の指導不足によるものであると考えております。 ●事案確認後の対応 事案確認後、夜間当直窓口の担当者から詳細内容を聞き取り、受付事実と時間を確認するとともに、裁断された紙の中から該当書類と思われる切断片を確認しました。 また、ご遺族に対して経緯を説明したうえで謝罪し、再申請手続きのため関係書類に必要な事項を記載していただくとともに、死亡診断書の再交付をご遺族同意のもと病院に依頼し、再交付を受けて火葬許可証を発行しました。 ●再発防止策 ・当直警備業務に係る業務マニュアルの見直し ・市への連絡・相談及び業務引継ぎを含む報告の徹底の指示を行いました。
------	---

添付資料	
------	--

関連サイト	
-------	--